

## 給油施設の利用に関する申合せ

内閣府（以下「甲」という。）と宮内庁（以下「乙」という。）は、首都直下地震の発生に際し、必要に応じて甲が乙の管理する給油施設（以下「特定給油施設」という。）を、国の行政機関が中央省庁の庁舎等で使用する公用車（以下「公用車」という。）への燃料の給油を目的として利用するために必要な事項について、次のとおり申し合わせる。

### （目的）

第1条 平成26年3月28日に閣議決定された政府業務継続計画（首都直下地震対策）（以下「政府業務継続計画」という。）第2章第2節2(1)に基づき、首都直下地震の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、甲が必要に応じて、乙の管理する給油施設を公用車の給油に利用するため、必要な支援、協力等を行うための手続き等をあらかじめ定め、災害時の初動対応を円滑に行うことを目的とする。

### （用語の定義）

第2条 この申合せにおいて、特定給油施設とは、災害時公用車の燃料を確保することが困難な場合に、国の行政機関の連携のため公用車の給油に利用する給油施設のことをいう。

### （対象施設）

第3条 この申合せが対象とする特定給油施設は、別表記載の乙の管理する給油施設とする。

### （協力の要請）

第4条 甲は、災害時において前条に規定する特定給油施設を利用する必要がある場合、その利用について、乙が別に定める手続きに従い、乙に対し協力を要請する。

### （協力の実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、乙の災害時の非常時優先業務等に支障のない範囲で、要請に基づく特定給油施設の利用を認め、公用車へ燃料の給油を実施するものとする。

### （国の行政機関への周知）

第6条 甲は、災害時において給油のため特定給油施設を利用する国の行政機関と乙との間の連絡調整を行い、特定給油施設の利用にかかる乙の指示を国の行政機関に周知する。

(特定給油施設の管理運営)

第7条 乙は、特定給油施設の管理運営を行い、必要に応じて甲の支援を受けるものとする。

2 甲は、乙から支援の要請があった場合、人員の派遣など必要な支援を行うものとする。

(特定給油施設への燃料の供給)

第8条 甲は、災害時において特定給油施設に燃料を供給するものとし、乙が燃料の補給を要請した際は、迅速に対応するものとする。

(特定給油施設の燃料費の負担)

第9条 特定給油施設の利用に伴い生じる燃料費は、燃料の供給を受けた国の行政機関が負担するものとする。

2 乙は、国の行政機関に供給した燃料の量を甲に通知する。

(利用場所の維持保全等)

第10条 甲は、国の行政機関の職員に対し、特定給油施設を利用する際は、乙の職員の指示に従って施設を利用することの周知を徹底するものとする。

(損害の負担)

第11条 国の行政機関の職員が特定給油施設の利用に際し、乙の施設等に損害が生じた場合には、原則として損害を与えた国の行政機関の負担により原状回復をしなければならない。

(国の行政機関の負担)

第12条 甲は、特定給油施設を利用する国の行政機関に燃料費等の必要な負担を求める場合には、甲において国の行政機関と調整し、甲の責任により国の行政機関に負担させるものとし、乙においては乙の使用に係る燃料費のみ負担するものとする。

(協力体制の構築)

第13条 甲及び乙は、この申合せを円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し、相互に交換するとともに、随時当該名簿を更新し協力体制に努めることとする。

(訓練の実施)

第14条 甲は、災害時の特定給油施設の利用にかかる対応等を円滑に行うため、乙に協議の上、必要な訓練を行うものとする。

2 乙は、その業務の支障のない範囲内において、甲の訓練の実施に協力するものとする。



(疑義の決定等)

第15条 この申合せの各条項の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議を行うものとする。

(信義誠実の原則)

第16条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの申合せを履行しなければならない。

(有効期間)

第17条 この申合せの有効期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。なお、期間満了の3ヶ月前の日までに、甲乙のいずれかから変更の申し出がないときは、この申合せはさらに1年間延長するものとし、以後、この例による。

(その他)

第18条 この申合せに定めるもののほか、特定給油施設の利用等に関する事項は、甲乙協議のうえ、別途定めるものとする。

この申合せを証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名捺印のうえ各自1通を保有する。

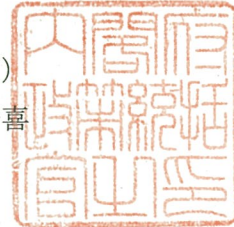
平成30年3月30日

甲 東京都千代田区永田町一丁目6番1号

中央合同庁舎第8号館

内閣府政策統括官 (防災担当)

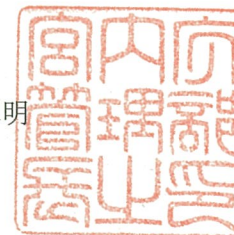
海堀 安喜



乙 東京都千代田区千代田1番1号

宮内庁管理部長

坪田 眞明



別表

